

様式第十三号(第六十六条関係)

12cm

<p>写真</p>	<p>第 号</p> <p>官職名</p> <p>氏名</p> <p>生年月日</p> <p>食品衛生法施行令第三十三条第一項の規定による立入検査等を行う職員 の証</p> <p>発行年月日</p> <p>所属庁</p> <p>所属庁印</p>
-----------	--

8cm

(表面)

(裏面)

この証明書を携帯する者は、食品衛生法施行令により立入検査又は質問をする職権を行う者で、その関係条文は、次のとおりである。

食品衛生法施行令抜粋

(立入検査)

第三十三条 都道府県知事は、法及びこの政令の施行に必要な限度において、その

職員に、登録講習会の実施者の業務を行う場所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。